

福祉就労事業所体験説明会

檀原市・高取町・明日香村にある福祉就労事業所が複数集まり、体験説明会を開催します。

「障がい福祉サービスの就労支援って何？」「福祉就労事業所って何をしているところ？」等、福祉就労事業所についての疑問に対してお答えし、スキルアップに向けた実際の取組なども紹介します。障がいのある方だけでなく、保護者の方、学校の先生、事業所の方、企業の方等、福祉就労支援事業所を見ていただく機会としてぜひご参加ください。

【日時】 8月23日(金)
13時30分～16時

【場所】 役場 交流棟他

【参加費】 無料・申込不要

【対象】

福祉就労事業所に興味のある方

【主催】

檀原市・高取町・明日香村地域生活支援協議会

【問い合わせ】

健康づくり課

☎54-5550

安心生活支援システム (緊急通報装置)の助成

住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、緊急通報機能を備えた機器の貸与を助成しています。

【内容】

①急病やけがなどの緊急時に…

「胸が苦しい」「熱が高い」「大けがをして出血している」等通報があるとコールセンターの看護師等が必要に応じて救急車の出動要請、医療機関の受診勧奨、事前登録いただいたご家族等の協力員へ連絡します。

②健康・介護相談や医療機関の案内に！

「最近足がむくんでいるので病院に行った方がよい？」等、24時間365日健康・介護等に関する相談ができます。

③おっかがいコール

毎月1回コールセンターの看護師や相談員が電話し、体調等をお伺いします。

【対象者】

・65歳以上のひとり暮らしの高齢者

・高齢者のみの世帯で、病弱等の理由で注意を要する方

【利用者負担費用】

月額500円(税別)

【申し込み・問い合わせ】

健康づくり課

☎54-5550



障がい当事者交流会

檀原市・高取町・明日香村地域生活支援協議会では、地域で暮らす障がいのある方を対象に、交流会を実施しています。

茶話会形式で、障がいの種別問わず参加いただくことができます。

参加いただいた方からは、「楽しい」、「自分以外の障がいのある方と話し、生きる活力となった」など、好評をいただいています。

興味のある方はぜひご参加ください。

【日時】

8月20日(火)

13時30分頃～15時頃

【場所】

檀原市保健センター 2階

健康増進室

【問い合わせ】

健康づくり課

☎54-5550

郵便局クーリングシエルター 始めました

クーリングシエルターとは…

危険な暑さから避難できる場所の事です。

郵便局では、急激な気温上昇、熱中症の増加に鑑み、クーリングシエルターとして郵便局舎を提供する取組を始めました。

暑さによる体調不良の場合は、救命救急と連携します。

【場所】 明日香局・明日香平田局

【開放日時】 平日営業時間中

【開放場所】 郵便局局舎の接客部分

【問い合わせ】

明日香郵便局

☎54-4000

買い物をお手伝いします

スーパー等へのお出かけに不安がある方を対象に、あすかデマンド乗合交通の利用や、自宅から停留所までの往復、店内での移動等をサポートします。

【対象者】

明日香村在住で70歳以上または障がいのある方

【内容】

- ・あすかデマンド乗合交通の登録、予約
- ・自宅から停留所までの付き添い
- ・買い物中の見守り
- ・自宅への商品の運搬
- ・その他、相談により対応

【日程・行き先】

- ① 8月8日(木) キリン堂高取店
- ② 8月21日(水) イズミヤ橿原神宮

前店

いずれも13時30分～15時30分

※買い物時間は1時間程度

【利用料】 500円

【申し込み・問い合わせ】

明日香村社会福祉協議会
54-2740



「こどもの人権相談」を実施します

いじめ・体罰・不登校・児童虐待などのこどもの人権に関わる問題について、人権擁護委員および法務局職員が下記のとおり無料・秘密厳守で相談に応じます。

【日時】

- 8月21日(水)～27日(火)
- 8時30分～19時
- ※土・日は10時～17時

全国一斉「こどもの人権相談」

0120-0007-110

(フリーダイヤル)

※携帯電話・スマートフォン使用可、一部のIP電話使用不可

【対象】

県内在住の児童・生徒およびその保護者などの大人

【相談員】

人権擁護委員および法務局職員
「全国一斉「こどもの人権相談」キヤッチコピー」

「こまっつてない? なやんでない? いっしょにかんがえよう!」

【問い合わせ】

奈良地方法務局人権擁護課
0742-2315457

明日香小学校PTAからベルマーク回収のお礼とお願い

日頃より、ベルマーク活動にご理解とご協力をいただきまして、ありがとうございます。

今年度も、ベルマークの回収活動を行っています。回収箱は、明日香小学校の他、聖徳中学校、中央公民館、あすか夢販売所に設置しています。

※キャン・ブラザー・エプソンの使用済カートリッジ・トナーはメーカー純正品のみベルマーク交換対象

○ウェブベルマーク

ネットショッピングの広告費を利用する、新しいベルマーク運動です。詳しくはHPをご覧ください。



▲ウェブベルマーク

※ウェブベルマークページ内の「学校を選んで支援」から、自動加算したい学校を選択してください。引き続き、ご協力よろしくお願ひします。

【問い合わせ】

明日香小学校PTA
54-4488

てんいち先生



自転車シミュレーター 体験会

今年も奈良県交通安全協力会のご協力で、自転車シミュレーターがやってきます。走行体験中に出題されるクイズを通して、交通规则・マナーを学びましょう。

【日時】

8月30日(金)・31日(土)
9時～正午 ※先着順

【場所】

役場 交流ホール

【参加費】

無料・申込不要

【主催】

明日香村交通安全協力会

【問い合わせ】

総務財政課
☎54-22001



消費生活相談から

**SNS上の投資グループ内で
勧誘されるFX取引に注意!**

《事例》

LINEで友達申請してきた人から、投資グループに誘われた。「高倍率の取引ができる海外FXで一緒にもうけよう!」と誘われ、海外FXの口座を開き、指定された個人名義の口座に50万円振り込んだ。

FX口座内で倍以上の利益が出たので、約15万円の出金を申し出ると、自分の銀行口座に入金された。信用できると思い、毎回異なる個人名義の口座に計700万円を振り込んだ。しかし、約50万円の出金を申し出たら「海外取引税として約160万円を振り込まないと出金できない」と言われた。元金だけでも回収したい。

(70歳代)

《アドバイス》

- ・詐欺的なFX取引に関する相談が寄せられています。確実にもつかる話はありません。
- ・取引画面上では利益が出ているように見えても、画面自体が架空の場合があり、注意が必要です。

- ・通常のFX取引で個人名義の口座を使って入金させることはありません。
- ・FX取引を行う場合は、必ず金融商品取引業の登録の有無を金融庁HP内の「免許・許可・登録等を受けている業者一覧」で確認しましょう。
- ・FX取引はリスクの高い取引です。仕組みがよく分からなければ契約しないでください。

○消費生活相談を実施しています。

商品に納得できない、不本意な契約、訪問販売や電話勧誘などのお困りごとはご相談ください。クーリング・オフのお手伝いも可能です。

※個人間のトラブルおよび、事業者等団体からの相談はお受けできません。

【相談日時】

毎週火曜日(祝日および年末年始を除く) 13時～16時

【場所】 役場 1階 相談室中

【問い合わせ】

・明日香村消費生活相談窓口
☎54-22282

※住民課直通の電話番号です。相談の方は「消費生活相談」をご希望であることをお伝えください。相談日時以外でお急ぎの方は消費者ホットラインへ ☎1880
*奈良県消費生活センター等につながります。

クリーンキャンペーンは 11月に実施します

今年の「クリーンアップならキャンペーン月間」が9月から11月に変更されるため、飛鳥駅前から2つのコースを回る県内一斉美化活動「クリーンキャンペーン」は、11月23日(土)に実施されます。

大字清掃につきましては、各大字のスケジュールにあわせてご参加ください。

【問い合わせ】

住民課
☎54-22282



電気柵・ワイヤーメッシュの購入・耕作放棄地の解消を支援します

獣害対策として防護柵設置による「防護」と猟友会の協力による「駆除」に積極的に取り組んでいます。が、依然として被害が発生しています。

より一層の被害軽減に向けて、個々の農業者や大字活動による積極的な獣害対策の取組に対して、支援を実施します。

※購入前・活動前に申請(相談)が必要となります。

○電気柵・ワイヤーメッシュ購入費に対する補助

【補助率】

購入費の1/4を支援

※上限額20万円

【補助対象】

次の全ての条件を満たすこと

- ① 村内に存する1,000㎡以上の農地(田・畑・果樹園)
- ② 自己所有地もしくは貸借等をしている農地
- ③ 生産した農産物を農協や直売所等で販売していること

令和7年2月28日(金)まで

- ④ 今後5年以上、営農に取り組む意欲があること
- ⑤ 設置箇所については過去に本事業を活用していない農地

【注意事項】

電気柵・ワイヤーメッシュ購入については、どちらか一方の支援となります。

○大字活動による耕作放棄地解消活動に伴う経費に対する補助

【補助率】

活動費の1/2を支援

※上限額7万円/10a

【補助対象】

次の全ての条件を満たすこと

- ① 村内に存する1,000㎡以上の農地(田・畑・果樹園)
- ② 農業委員会が耕作放棄地と判断した農地
- ③ 今後5年以上、営農に取り組む意欲があること

※過去に申請した大字も、申請していない農地で実施の場合は対象

【申請期間】

令和7年2月28日(金)まで

【申請先・問い合わせ】

観光農林推進課
54-9020

農地の適正な管理に つとめましょう！

農業委員会では、8月～9月を農地パトロール期間として、村内全域の農地を対象に、利用状況の調査を実施します。

耕作や除草等の管理がされていない農地は、雑草が茂り景観を損なうだけでなく、病害虫の発生源や有害鳥獣の隠れ場所にもなり、近隣農業者や周辺住民に悪影響を及ぼします。

本調査の結果により、該当する農地所有者の方には、農地の適正管理について通知させていただきますので、周辺への迷惑とならないよう、除草等の適正な管理をお願いいたします。

※調査期間中農地の上空を調査用ドローンが飛行することがあります。

【問い合わせ】

農業委員会事務局
54-9020

奈良県農薬危害防止運動 実施中

農薬の安全な使用を推進して農薬事故を防止するため、奈良県では農薬の使用機会の多い夏期に運動を実施しています。

農薬は 周りに配慮し 正しく使用！

農薬はラベルに表示されている内容に従って使用することが義務づけられています。

農薬を使う時は、周辺の人物、農作物などに配慮してください。

特に、学校・公園・住宅地などに隣接する場所で農薬を使用する場合は、飛散防止の取組と周辺住民への事前周知を徹底しましょう。



都市計画原案の縦覧 および公聴会

【都市計画原案の種類】

①市街化区域と市街化調整区域との区分の変更（県決定）

②用途地域の変更（村決定）

【原案縦覧】

《期間》

8月2日（金）～16日（金）

8時30分～17時15分

※土・日・祝日を除く

《場所》

①奈良県県土利用政策課

②明日香村総合政策課

【公述申出書の提出】

村民および利害関係人は、事前に公述申出書を提出することにより、公聴会で意見陳述ができます。

《提出方法》

公述申出書に必要な事項を記入し、各提出先へ持参または郵送。

《提出期間》

8月2日（金）～16日（金）※必着

《提出先》

①〒630-8501

奈良市登大路30番地

奈良県県土利用政策課

②〒634-0142

明日香村大字橘21番地

明日香村総合政策課

【公聴会】

※公述申出があった場合に開催

《日時》 8月24日（土）14時～

《場所》 役場 2階研修室

【問い合わせ】

総合政策課

☎54-9018

FAX 54-2440

国民年金保険料は納付期限 までに納めましょう

国民年金保険料は、月額16,980円です（令和6年度）。保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードを利用する納付やインターネットを利用する納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話・文書・

訪問により早期に納めていただくよう案内しています。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度がありますので、手続きしてください。申請書は役場住民課窓口に備え付けています。

【問い合わせ】

・住民課

☎54-22282

・桜井年金事務所

☎42-0033



感震ブレイカーを 設置しましょう

「感震ブレイカー」とは、規定値以上の揺れを感知した際に自動的にブレイカーを落として電気の供給を遮断し、地震後の電気が原因の火災を防ぐ装置です。

地震発生直後の不在時や緊急避難の時に自力でブレイカーを切ることができない場合、自動で電気を遮断してくれるので電気火災の防止に役に立ちます。

感震ブレイカーを設置して、電気火災からわが家と地域を守りましょう。

【問い合わせ】

高市消防署 予防課 予防係

☎52-4499

明日香村国民健康保険診療所 臨時休診します

お薬などについては、休診期間前の受診時に相談ください。

・8月13日（火）臨時休診日

・8月14日（水）臨時休診日

・8月15日（木）通常診療

児童扶養手当を受給している方へ

「現況届」と「一部支給停止適用除外事由届」の提出が必要です

【児童扶養手当制度の目的】

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもを養育する家族（ひとり親家族）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ること

【現況届の提出】

現在受給中の方は、**8月1日(木)から8月30日(金)までの間**に提出が必要です。

※未提出の場合、8月分以降の手当を受給できません。

※2年間未提出の場合、受給資格がなくなります。

【一部支給停止適用除外事由届の提出】

支給開始から5年が経過している受給者等は、就業中または就業活動中、あるいは就業困難な事情があることの届出が必要です。必ず期限までに提出してください。

※未提出の場合、手当額の2分の1が支給停止になります。

※該当者には個別に通知します。

【問い合わせ】

住民課 ☎54-2282

特別児童扶養手当を受給している方へ

「所得状況届」の提出が必要です

【特別児童扶養手当の目的】

20歳未満の身体や精神に中程度以上の障がいを持つ児童を監護している父もしくは母、あるいは父母にかわってその児童を養育している人に、児童の福祉の増進を図ること

【所得状況届の提出】

現在受給中の方は、**8月13日(火)から9月11日(水)までの間**に提出が必要です。

※未提出の場合、8月分以降の手当を受給できません。

※2年間未提出の場合、受給資格がなくなります。

※該当者には個別に通知します。

【問い合わせ】

住民課 ☎54-2282



福祉医療現物給付の対象年齢が拡大されます

～窓口負担が少なくなります～

令和6年8月診療分から、子ども、心身障がい者、ひとり親家庭等に対する医療費助成について未就学児までを対象とされていた現物給付が高校生（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの方）まで拡大となります。

○医療機関等の窓口での支払額

現物給付方式の導入に伴い、医療機関等の窓口では、これまでのように保険診療の一部負担金額の支払いではなく、受給者資格証に記載された金額（福祉医療一部負担金 500円）を支払うこととなります。

○ご注意ください点

1 対象年齢は0歳から18歳（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）まで

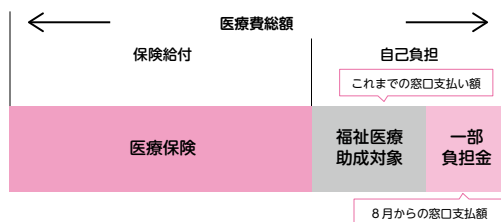
- ・子ども医療費助成
- ・心身障がい者医療費助成
- ・ひとり親医療費助成

の3つの制度で導入されますが、対象年齢以外の方については従来どおり自動償還方式で変更ありません。

2 受給者資格証の提示

福祉医療の現物給付を受けるには、医療機関等の窓口で受給者資格証（水色）の提示が必要です。8月以降の受診時には7月中旬に送付した水色の受給者資格証をご使用ください。

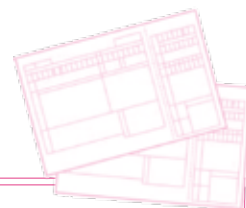
【問い合わせ】 住民課 ☎54-2282



奈良県中南和県税事務所からのお知らせ

個人事業税の

第1期分の納期限は、**9月2日(月)**
第2期分の納期限は、**12月2日(月)**です。



**個人事業税の納付書は、
第1期分・第2期分をまとめて同封しています。**

お間違いのないようご注意ください。

第2期分の納付書は、紛失しないよう保管いただき、12月2日までに納付してください。

※第1期分・第2期分をまとめて9月2日までに納付することもできます。

※年税額が1万円以下の場合、9月2日までに全額を納付いただくことになっています。
※金融機関の窓口、コンビニエンスストアの他、スマートフォン決済アプリ、地方税お支払サイト
(クレジットカード・インターネットバンキング等)、ペイジー(ATM等)での納付もできます。
※口座振替制度もご活用ください。申込は金融機関でお願いします。

【問い合わせ】 中南和県税事務所課税係 ☎48-3004



キャッシュレス納付にご理解ご協力をお願いします



**奈良県の県税事務所自動車税事務所の窓口で
現金での納付のお取扱いはできません**

お
知
ら
せ

事務所窓口まで行かなくても…



スマホやインターネットで納付手続きができます！

納付場所や納付方法についての詳細は、奈良県税務課のホームページをご覧ください。
<https://www.pref.nara.jp/17664.htm>



地方税お支払サイト
地方税のお支払が便利・簡単に！！



スマホやパソコンで
お支払が可能です
www.payment.eltax.lta.go.jp/



飛鳥資料館 第15回写真コンテスト 「飛鳥の音」

田園風景が広がり、静かな印象を持たれることも多い飛鳥ですが、実はたくさんのお音にあふれています。

寺院の鐘の音や、森の木々・稲穂のざざめき、飛ぶ鳥の声や虫の音、清流のせせらぎ、農作業や発掘調査現場の道具の音、行き交う人々の笑い声、伝統行事にあふれる掛け声や歓声…。飛鳥に都が置かれてから今まで、変わってしまった音もあれば、いつまでも変わらない音もあります。

第15回写真コンテストは、飛鳥にあふれる「音」がテーマです。「音」はそのままでは「写真」という媒体で表現することができません。平面上の色や濃淡で「音」を表現するという、少し難しい挑戦となりましたが、今回も力作が集まったのではないのでしょうか。

ぜひ飛鳥で見つけた「音」の写真をお楽しみください。

【展示期間】

9月16日(月・祝)まで

【来館者投票期間】

8月18日(日)まで

※月曜休館(祝日の場合は翌平日)

【イベント】

「日光写真をつくるろう」8月1日、8日、22日、29日の各木曜日、11時～14時の各日2回開催。1時間程度。事前申込不要、先着10名。

※詳しくはHPをご覧ください。

【問い合わせ】

飛鳥資料館

☎54-13561



奈良県立万葉文化館 からのお知らせ

〈展覧会〉

■館藏品展「万葉 恋ものがたり」

『万葉集』におさめられた男女の恋歌をモチーフに描かれた「万葉日本画」から、万葉の人々の恋模様を垣間見てみましょう。

【会期】

9月16日(月・祝)まで

【観覧料】

一般 600円
高校・大学生 500円
小・中学生 300円

●学芸員によるギャラリートーク

(要観覧券・申込不要)

【日時】

8月28日(水) 15時40分頃～

〈講座〉

■万葉集をよむ (無料)

「春の相聞(1)」(巻8・1448)

～1455番歌～

【日時】

8月28日(水) 14時～15時30分

【講師】

阪口由佳(当館主任研究員)

【定員】

150名(予定)

会場参加は申込不要・オンライン視聴のみ要事前申込

〈イベント〉

「にぎわいフェスタ万葉夏」

8月28日(水)まで開催中!

■七夕かざり

8月1日(木)～10日(土)

旧暦の七夕に短冊に願い事を書いて笹に飾りましょう。

■万葉クイズ～万葉の世界で遊ぼう!～

う!～

【日時】

8月24日(土)・25日(日)
10時30分～正午・13時30分～15時

当館研究員や学芸員、万葉図書・情報室による夏休みイベントやコンサートなど、子どもから大人まで楽しめるイベントが盛りだくさん!

※詳しくはHPをご覧ください。

【問い合わせ】

奈良県立万葉文化館

☎54-11850

【休館日】

月曜日(祝日の場合は翌平日)

【開館時間】

10時～17時30分(入館は17時まで)



▲万葉文化館HP